平成２８年度
第２回　北海道道路メンテナンス会議

日時：平成29年 3月13日（月）
13:30～15:00
場所：TKP札幌駅ｶﾝﾌｧﾚﾝｽｾﾝﾀｰ
ｶﾝﾌｧﾚﾝｽﾙｰﾑ２B
（札幌市北区北7条西2丁目9）

議　事　次　第

（１）　開会

（２）　議長　挨拶

（３）　議事

１）平成２６・２７年度の橋梁点検結果について

２）平成２８年度の取り組み結果について

３）北海道道路鉄道連絡会議の設置について

４）北海道道路メンテナンス会議の規約改正について

５）インフラメンテナンス国民会議について

（４）　閉会

資料1

平成26･27年度の
橋梁点検結果

平成28年度　第2回
北海道道路メンテナンス会議

平成26・27年度橋梁点検結果（道路管理者別） 全国

○ H26年7月からの定期点検が本格化し、平成26・27年度で橋梁 約28%の点検が完了。
○ 点検を実施した橋梁のうち、約12%は早期に修繕が必要。

点検実施率

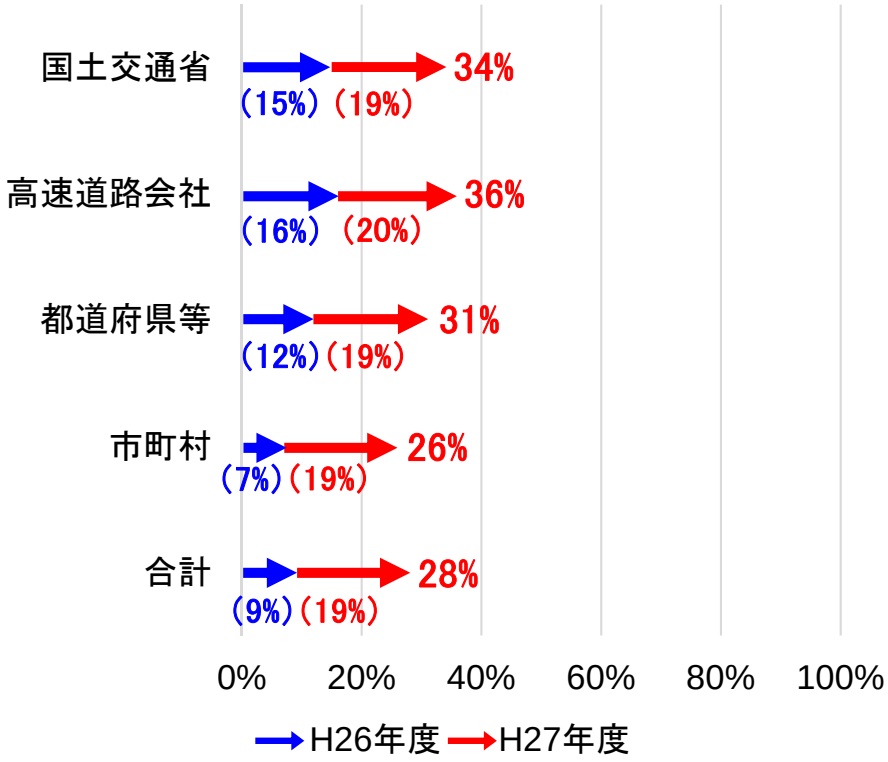

（ ）内は各年度の点検実施率

※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

点検結果

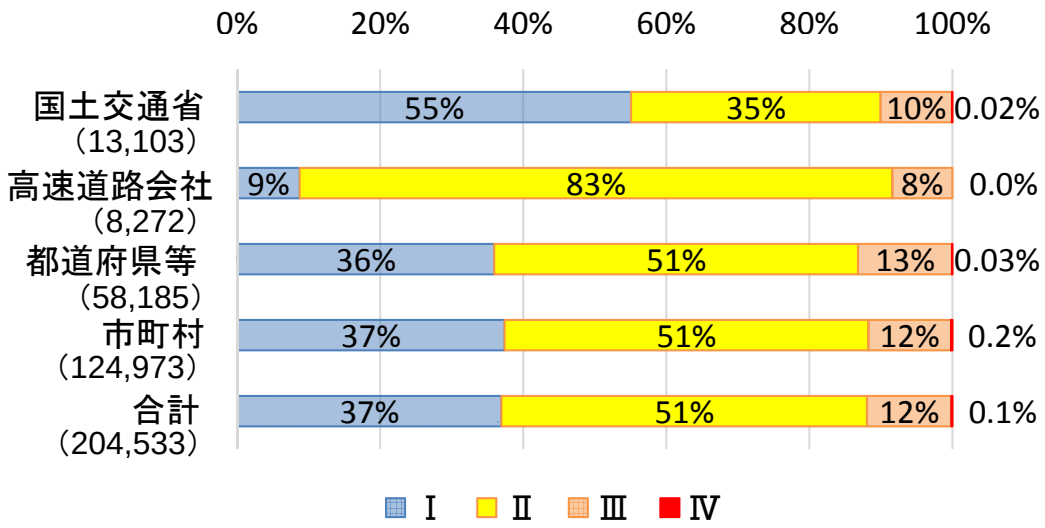

（ ）内は点検実施数

Ⅰ 構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

平成26・27年度橋梁点検結果（道路管理者別） 北海道

○ H26年7月からの定期点検が本格化し、平成26・27年度で橋梁 約21%の点検が完了。
○ 点検を実施した橋梁のうち、約18%は早期に修繕が必要。

点検実施率

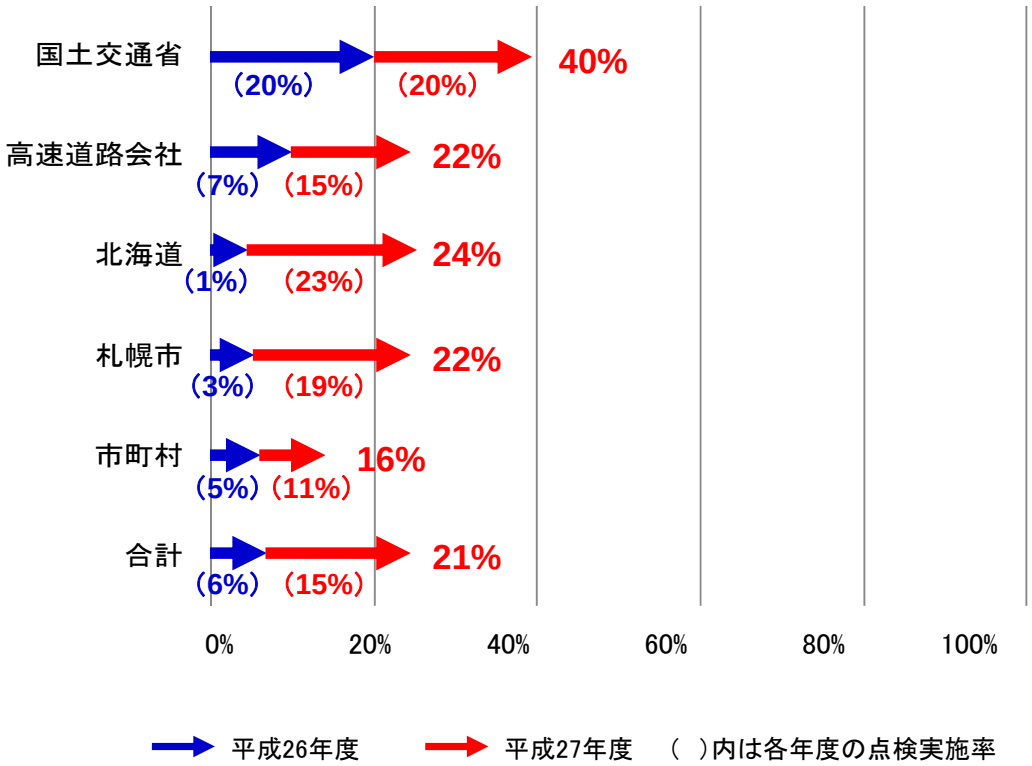

点検結果

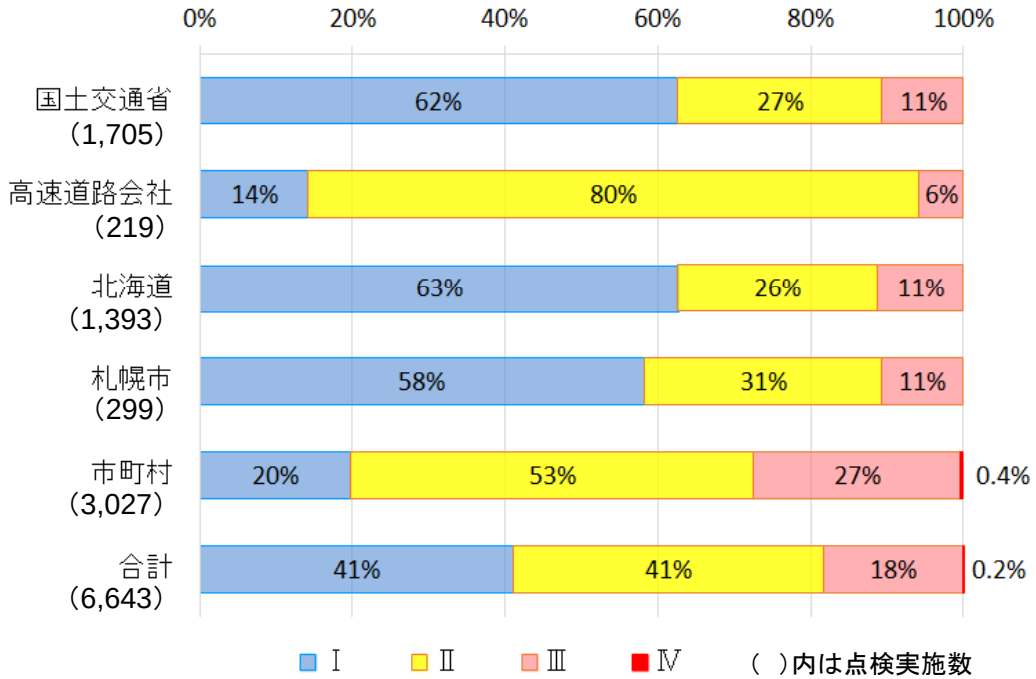

Ⅰ　構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ　構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ　構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ　構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

平成26・27年度橋梁点検結果（最優先で点検すべき橋梁） 全国

○ 第三者被害の予防等の観点から最優先で点検を推進することとしている橋梁のうち、跨線橋の点検実施率は約29%であり、点検した跨線橋のうち約22%は早期に修繕が必要。

点検計画と点検実施率

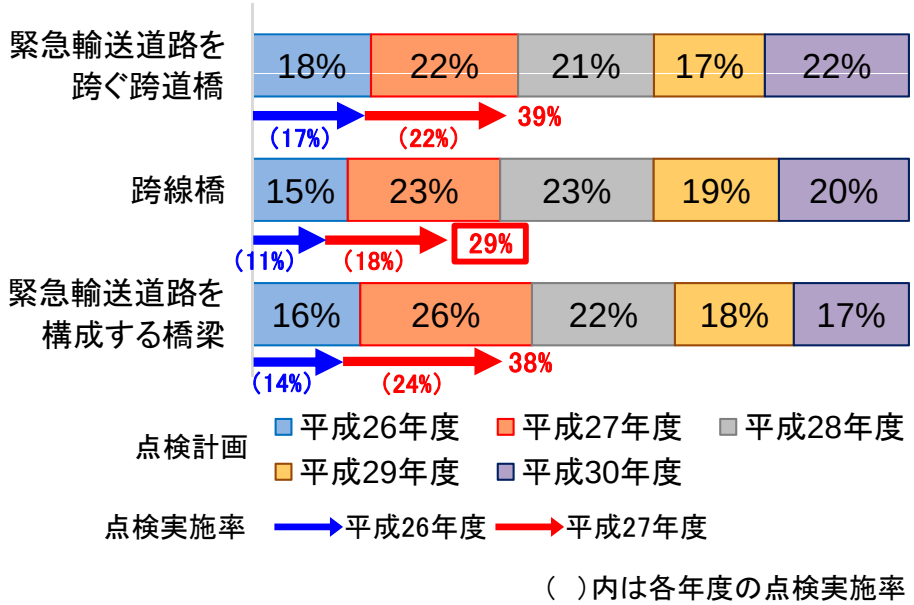

（ ）内は各年度の点検実施率

※点検計画は平成26年12月時点で策定
※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

点検結果（H26・27累積）

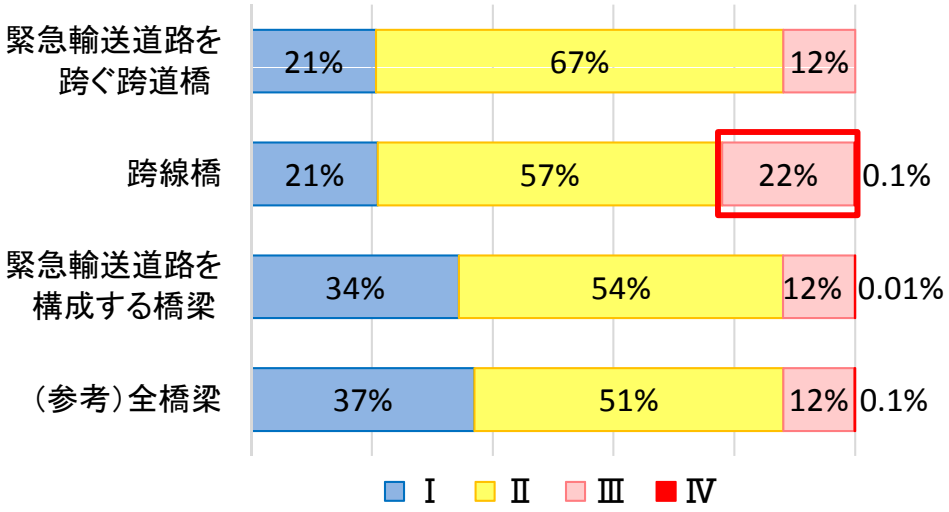

平成26・27年度橋梁点検結果（最優先で点検すべき橋梁） 北海道

○ 第三者被害の予防等の観点から最優先で点検を推進することとしている橋梁のうち、跨線橋の点検実施率は約44%であり、点検した跨線橋のうち約27%は早期に修繕が必要。

点検計画と点検実施率

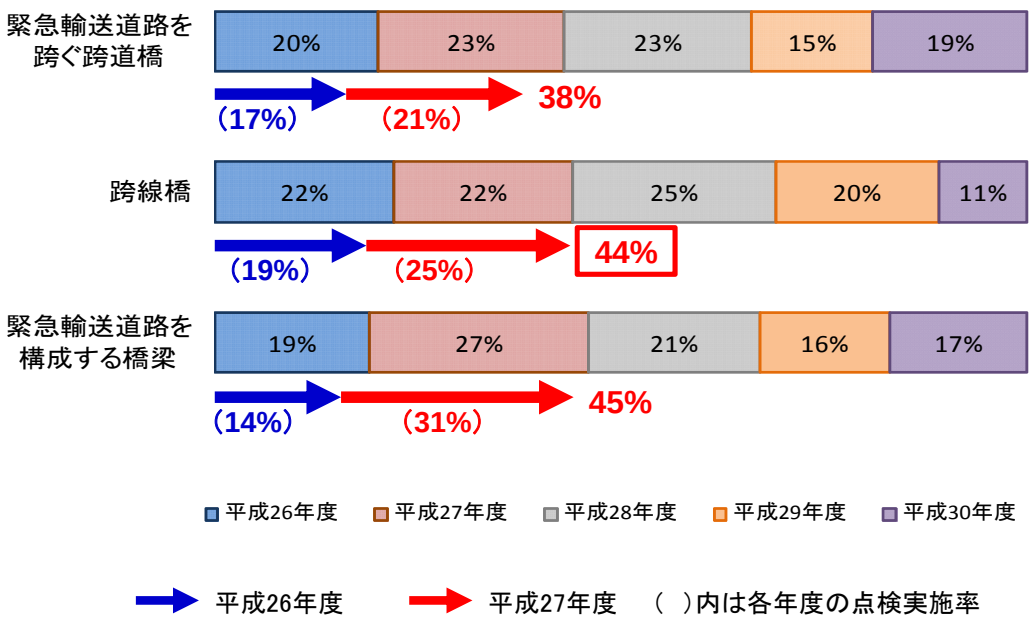

点検結果（H26・27累積）

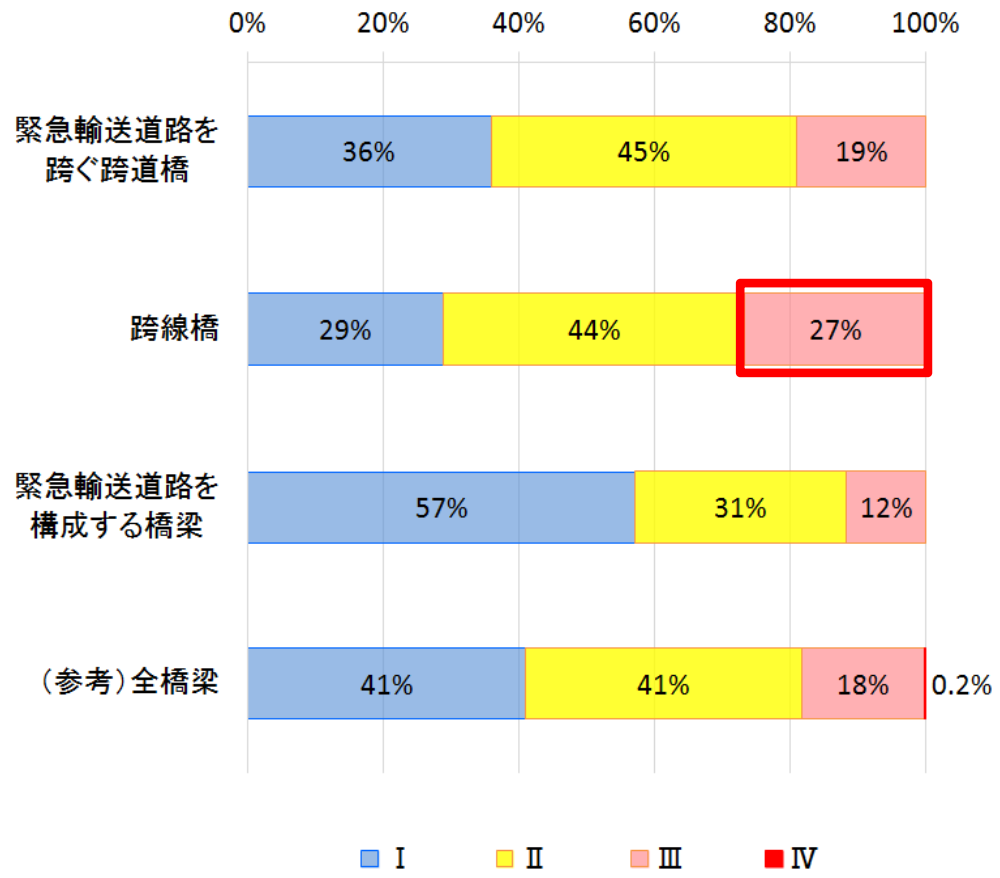

資料2

平成28年度の取組結果

平成28年度　第2回
北海道道路メンテナンス会議

地域一括発注の状況

〇市町村の人不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を都道府県等が受委託することで、地域一括発注を実施

＜北海道における地域一括発注の状況＞

〇平成26年度　3市町村で実施（100橋）
〇平成27年度　16市町村で実施（448橋）
〇平成28年度　73市町村で実施（約2，700橋）
〇平成29年度　引き続き、市町村に、地域一括発注制度の活用を推進すべく、調整中。

【イメージ図】

・市町村のニーズを踏まえ、
地域単位での点検業務の一括発注等の実施

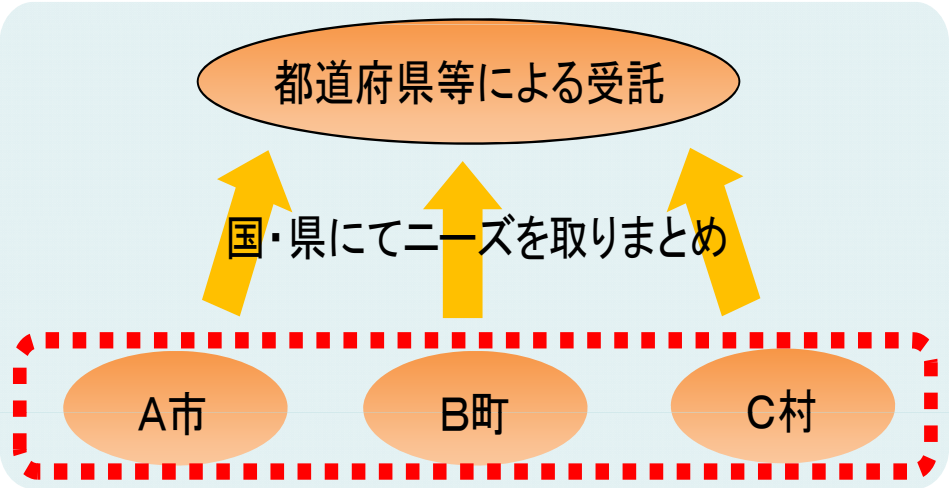

【手続きの流れ】

・国、都道府県にて市町村の意向調査を実施し、
点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注

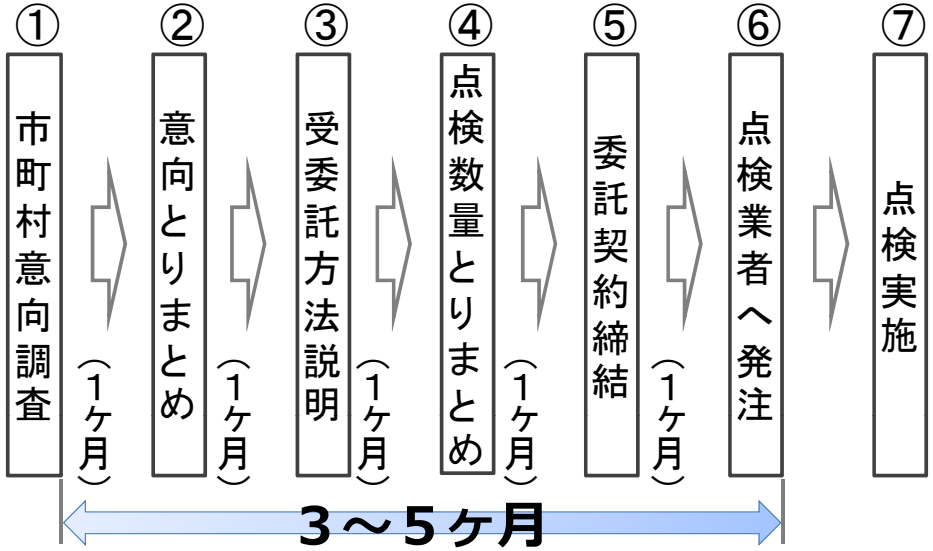

研修・講習会の実施状況

【H28年度研修等（実績）】：延べ271名の地方公共団体職員（127市町村）が受講

①道路構造物管理実務者研修

《3～4日間、北海道開発局　職員研修室》

対　　象　：　地方公共団体職員及び直轄職員

参加人数　：　81名（うち地方公共団体職員62名、44市町村）

時　　期　：　橋梁Ⅰ　H28.8.30～10.14　　計49名（39名）
橋梁Ⅱ　H28.10.25～10.28　計16名（14名）
トンネル　H28.10.11～10.13　計16名（ 9名）

目　　的　：　地方公共団体の職員の技術力育成のため、
点検要領に基づく点検に必要な知識・技能等を
取得するための研修

②道路メンテナンス講習会（橋梁）

《北海道開発局開発建設部毎に開催》

対　　象　：　地方公共団体職員（及び直轄職員）

参加人数　：　366名（うち地方公共団体職員209名、　83市町村）

時　　期　：　8月以降、順次開催

目　　的　：　橋梁点検における着眼点や現地での打音検査等、
現地実習を主体とした講習会

老朽化広報（パネル展）の実施状況

パネル展で老朽化広報の取り組み

- 道路施設の老朽化対策や点検に関するパネル展を全道にて実施 （H28：171箇所）

《平成２８年度実積の主なパネル展箇所》

分類	展示場所
道の駅	道の駅フロア・展示スペース
官公庁施設	北海道庁／開発建設部／各総合振興局／各市町村ロビー　等
公共／民間施設	除雪ステーション、公民館、JR駅（旭川、当別）、地下通路　等
イベント会場	幸せFESTA（稚内）、十勝港まつり、遠別漁港イベント会場　等
講習会場　等	道路メンテナンス講習会　等

＜展示されたパネルの一部＞

広尾町十勝港まつり
（H28.8撮影）

島牧村ふれあい交流センター
（H28.7撮影）

釧路地方合同庁舎
（H29.2撮影）

道の駅「中川」
（H28.9撮影）

『旭橋』生誕84年 橋寿 記念イベント

■目的

旭橋は1932年に旭川のシンボルとなるような橋をめざし架設された北海道最古の「タイドアーチ橋」である。

2002年に「土木学会選奨土木遺産」に認定、2004年に「北海道遺産」に認定、旭川市のカントリーサインに起用、旭橋河畔にて毎年花火大会開催等、地域のシンボルとして親しまれている。

定期的なメンテナンスを継続的に実施し、ほぼ架設当時のまま維持管理している。

このように高い技術力によるメンテナンスにより、地元に親しまれ永らく使われてきた長寿命の旭橋を、今後もメンテナンスの重要性とともに、後生に受け継ぐために記念イベントを開催。

○旭橋ライトアップ

平成28年8月4日～平成28年8月6日

旭川市民・来場者に楽しんで頂くことを目的に、第55回旭川夏まつりに合わせ『旭橋』を3日間ライトアップ。

○小学生による旭橋点検体験イベント

平成28年8月9日

生誕84年を迎える『旭橋』にて、小学生を対象に橋のメンテナンスの大切さを学んでもらおうと、旭橋河川敷において、小学生41人を対象とした橋梁点検体験を開催。

○旭橋記念パネル展

平成28年8月1日～平成28年8月7日

生誕84年を記念するとともに、市民にとって「身近で親しみある旭橋」の大切さを広く市民に感じてもらうことを目的とし、『旭橋』記念パネル展を開催。

『旭橋』ライトアップ

○ 第５５回旭川夏まつり期間中に合わせ、『旭橋』生誕８４年（橋寿）を記念し『旭橋』をライトアップ。

- **実施期間**

  平成28年8月4日～平成28年8月6日

- **スケジュール**

  8月4日（木）
  第55回旭川夏まつり開会式セレモニー
  18:00～19:30　式典、アトラクション
  19:35～19:45　点灯式
  19:45～21:00　道新納涼花火大会
  21:00～23:00　『旭橋』ライトアップ

  8月5日（金）
  19:45～23:00　『旭橋』ライトアップ

  8月6日（土）
  19:45～23:00　『旭橋』ライトアップ

小学生による『旭橋』点検体験イベント

○ 国土交通省において「土木構造物を点検しながら長く使い続ける」取り組みを生誕84年である『旭橋』で小学生を対象に橋の大切さについての体験イベントを行った。

◉ **実施期間**

平成28年8月9日

生誕84年を迎える『旭橋』にて、小学生を対象に橋の大切さを学んでもらうため、平成28年8月9日、旭橋河川敷において、小学生41人を対象とした橋梁点検体験を開催した。

「旭橋」のお話し

「旭橋」橋梁点検体験

コンクリート点検体験

「旭橋」上空観測体験

『旭橋』記念パネル展

○ 生誕８４年を記念するとともに、市民にとって「身近で親しみある旭橋」の大切さを、広く市民に感じてもらう。

- **実施期間**

  平成28年8月1日～平成28年8月7日

- **開催場所**

  JR旭川駅構内（南口コンコース）

展示パネル

資料3

北海道道路鉄道連絡会議の設置

平成28年度　第2回
北海道道路メンテナンス会議

跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

■平成26・27年度点検結果（全国）から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準

■今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要

■踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成28年3月）

（衆）「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」

（参）「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」

■附帯決議を踏まえ、省令改正（平成28年10月28日公布、12月1日施行）

➢ 道路法施行規則　第四条の五の五に次の一号を加える。

四　橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。

■道路管理者に対し、道路局長より通達を発出（平成28年10月28日）

■鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出（平成28年10月28日）

道路鉄道連絡会議の位置付け

<table>
<tr><th rowspan="2">上の管理者
下の管理者</th><th colspan="2" rowspan="2">高速会社</th><th rowspan="2">直轄</th><th rowspan="2">公社</th><th rowspan="2">都道府県
市区町村</th><th colspan="2">道路法外</th></tr>
<tr><th>その他</th><th>鉄道</th></tr>
<tr><td colspan="2">高速会社</td><td colspan="4" rowspan="4">道路メンテナンス会議
【都道府県単位で設置済み】</td><td rowspan="4">跨道橋
連絡会議
【道路メンテナンス会議の下部組織】</td><td rowspan="4">道路鉄道
連絡会議
【道路メンテナンス会議の下部組織】</td></tr>
<tr><td colspan="2">直轄</td></tr>
<tr><td colspan="2">公社</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県
市区町村</td></tr>
<tr><td rowspan="2">道路法外</td><td>その他</td><td colspan="4">個別協議</td><td>――――</td><td>――――</td></tr>
<tr><td>鉄道</td><td colspan="4">道路鉄道連絡会議
【道路メンテナンス会議の下部組織】</td><td>――――</td><td>――――</td></tr>
</table>

対象施設・構成員・役割

対象施設

○鉄道を跨ぐ全ての道路橋（跨線橋）
○道路を跨ぐ全ての鉄道橋（跨道鉄道橋）（必要に応じて対象施設とする予定）

構成員

○北海道開発局
○北海道運輸局
○地方公共団体（北海道、札幌市、59市町村）
○高速道路会社（NEXCO東日本）
○鉄道事業者（札幌市交通局、北海道旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）、
道南いさりび鉄道（株））

役割

○点検計画、修繕※計画等の調整（※修繕には耐震補強を含む）
○メンテナンスに関する情報共有
○耐震補強に関する情報共有
○その他要望、要請事項、意見交換等

省令・告示・定期点検基準の体系

① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。（トンネル、橋などの構造物に共通）
② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。（トンネル、橋などの構造物毎）
③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。（トンネル、橋などの構造物毎）

法令・定期点検基準の体系

道路法
↓
政令
↓
省令・告示
↓
H26.7.1施行
↓
定期点検要領

H25.9.2施行

・維持、点検、措置を講ずることを規定

・トンネル、橋及び、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれのあるものについて定期点検を規定
・5年に1回、近接目視を基本として実施
・健全性の診断結果を、4段階に区分

（トンネル、橋などの構造物）
構造物に共通の規定

・構造物の特性に応じ省令・告示に沿った具体的な点検方法
・主な変状の着目箇所、判定事例写真等

（トンネル、橋などの構造物）
各構造物毎に策定

（参考）

（案）

北海道道路鉄道連絡会議規約

（名　称）
第１条　本会議は「北海道道路鉄道連絡会議」（以下「連絡会議」という。）と称する。

（目　的）
第２条　連絡会議は、道路法第２８条の２、道路法施行規則の一部改正（平成２８年１０月２８日付け国土交通省国道国第１２９号道路局長通達）に基づき設置するもので、道路と鉄道が立体交差する施設に関して、各道路管理者と鉄軌道事業者が相互に連絡調整および協議を行うことにより、効率的な維持管理を実現し、北海道内の安全かつ円滑な交通を確保することを目的とする。

（対象施設）
第３条　対象施設は、北海道内の全ての高速道路、国道並びに道道、市町村道と鉄道並びに軌道とが立体交差する施設とする。

（事　業）
第４条　連絡会議は、第２条の目的を推進するため、対象施設に係る次の事項について、情報共有および協議・調整を図る。
（１）対象施設の点検計画、修繕・耐震補強の計画の調整に関すること。
（２）対象施設の点検修繕等に係る情報共有に関すること。
（３）対象施設の管理に関し、議長が必要と認めた事項に関すること。

（会　議）
第５条　連絡会議は別紙に掲げる機関により構成する。
（１）議長は、北海道開発局建設部道路維持課長とし、連絡会議を代表するとともに会務を総括する。
（２）連絡会議の開催にあたっては、議長がこれを招集する。
（３）議長は、必要に応じ他の関係者の出席を求めることができる。
（４）連絡会議は年１回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

（事務局）
第６条　事務局は、連絡会議の円滑な運営にあたるとともに議事録を整理する。
（１）連絡会議の事務局は北海道開発局建設部道路維持課におく。

（雑　則）
第７条　本規約に定めるもののほか、必要な事項は議長が連絡会議に諮って定める。

附　則
　この規約は、平成２９年　　月　　日から施行する。

(参考)

○北海道道路鉄道連絡会議　　別紙

	機関名	所属・役職
議長	北海道開発局建設部	道路維持課長
道路管理者	北海道開発局建設部	地方整備課長
	北海道建設部土木局	道路課長
	北海道建設部建設政策局	維持管理防災課　維持担当課長
	札幌市建設局	道路維持課長
	東日本高速道路(株)北海道支社	事業統括課長
	函館市	
	小樽市	
	旭川市	
	室蘭市	
	釧路市	
	帯広市	
	北見市	
	夕張市	
	岩見沢市	
	網走市	
	留萌市	
	苫小牧市	
	稚内市	
	美唄市	
	江別市	
	名寄市	
	根室市	
	千歳市	
	滝川市	
	砂川市	
	深川市	
	富良野市	
	登別市	
	恵庭市	
	北広島市	
	北斗市	
	当別町	
	木古内町	
	七飯町	
	森町	
	八雲町	
	長万部町	
	蘭越町	
	ニセコ町	
	仁木町	
	余市町	
	栗山町	
	月形町	
	上川町	
	美瑛町	
	上富良野町	

(参考)

	中富良野町	
	南富良野町	
	占冠村	
	音威子府村	
	豊富町	
	遠軽町	
	大空町	
	白老町	
	洞爺湖町	
	安平町	
	むかわ町	
	浦河町	
	新ひだか町	
	芽室町	
	池田町	
	厚岸町	
	標茶町	
	白糠町	
鉄軌道事業者等	北海道運輸局鉄道部	技術課長
	札幌市交通局	工事担当課長
	北海道旅客鉄道(株)鉄道事業本部工務部	管理課長
	日本貨物鉄道(株)鉄道ロジスティクス本部	北海道保全技術センター長
	道南いさりび鉄道(株)経営企画部	総務課長

資料４

（案）

北 海 道 道 路 メ ン テ ナ ン ス 会 議 規 約

（名称）

第１条　本会議は、「北海道道路メンテナンス会議」（以下、会議という。）と称する。

（目的）

第２条　本会議は、道路法第２８条の２の規定に基づき設置するもので、北海道内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整および協議を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（組織）

第３条　本会議は、本目的に関係ある官公署等をもって組織する。

（事業）

第４条　本会議は第２条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。

（２）道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。

（３）道路施設の損傷事例や技術基準等の共有に関すること。

（４）その他、道路の管理に関して議長が認めた事項。

（構成）

第５条　本会議は、会議と地方会議より構成する。

（会議）

第６条　会議は、会議、幹事会より構成する。

（１）議長は、北海道開発局建設部道路計画課長とし、本会議を代表するとともに会務を総括する。

（２）幹事長は、北海道開発局建設部道路維持課道路保全対策官とする。

（３）会議は、議長がこれを招集する。また、議長は必要に応じ幹事長の出席を求めることができる。

（４）幹事会は、幹事長がこれを招集する。

（５）委員・幹事については、別紙に定める通りとするが、必要に応じ他の関係者の出席を求めることができる。

（６）議長は、本会の会務に関し必要に応じ、学識経験を有する者等で構成される機関を設け、意見を聞くことができる。

（７）議長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

（地方会議）

資料４

（案）

第７条　地方会議は、開発建設部単位に設置することを基本とし、必要に応じ分割して開催することができる。

地方会議は、会議と幹事会より構成する。

（１）議長は、開発建設部次長（道路担当）とし、地方会議を代表するとともに会務を総括する。

（２）会議は、必要に応じ議長がこれを招集する。

（３）幹事長は、開発建設部道路整備保全（工務）課長とする。

（４）幹事会は、必要に応じ幹事長がこれを招集する。

（５）委員・幹事については、別紙に定める通りとするが、必要に応じ他の関係者の出席を求めることができる。

（６）地方会議は、必要に応じ別途規約を定めることができる。

（事務局）

第８条　事務局は、会議の円滑なる運営にあたるとともに議事録を整理する。

（１）会議の事務局は、北海道開発局建設部道路維持課におく。

（２）地方会議の事務局は、開発建設部道路整備保全（工務）課におく。

（その他）

第９条　本規約に定めるもののほか、必要な事項は議長が会議に諮って定める。

（附則）

本規約は、平成２６年６月１１日から施行する。

専門部会として、以下を設置する。

市町村支援専門部会を平成２６年１０月８日に設置

北海道跨道橋連絡会議を平成２７年３月２６日に設置

北海道道路鉄道連絡会議を平成２９年　月　日に設置

本規約は、平成２９年　月　日から施行する。

○北海道道路メンテナンス会議　　別紙

1.　委員

	所　属	役　職
議長	北海道開発局建設部	道路計画課長
委員	北海道開発局建設部	道路建設課長
	北海道開発局建設部	道路維持課長
	北海道開発局建設部	地方整備課長
	北海道建設部土木局	道路課長
	北海道建設部建設政策局維持管理防災課	維持担当課長
	札幌市建設局	維持担当部長
	東日本高速道路㈱北海道支社	道路事業部長

2.　幹事

	所　属	役　職
幹事長	北海道開発局建設部道路維持課	道路保全対策官
幹事	北海道開発局建設部道路計画課	道路企画官
	北海道開発局建設部道路計画課	課長補佐
	北海道開発局建設部道路建設課	課長補佐
	北海道開発局建設部道路維持課	課長補佐（維持）
	北海道開発局建設部道路維持課	課長補佐（保全）
	北海道開発局建設部地方整備課	地域事業管理官
	北海道建設部土木局道路課	主幹（道路計画グループ）
	北海道建設部土木局道路課	主幹（道路整備グループ）
	北海道建設部土木局道路課	主幹（高速道・市町村道グループ）
	北海道建設部政策局維持管理防災課	主幹（維持担当グループ）
	札幌市建設局土木部道路維持課	道路維持課長
	東日本高速道路㈱北海道支社道路事業部	事業統括課長
	東日本高速道路㈱北海道支社道路事業部	構造技術課長

資料5

インフラメンテナンス国民会議

平成28年度　第2回
北海道道路メンテナンス会議

インフラメンテナンス国民会議の創設（青写真）

投込資料（H28.5.16）抜粋

○幅広い業種からの新規参入を促進し、メンテナンス技術の分野での生産性革命をおこす。

○国民会議が伴走するコンサルタントの役割を担い、技術開発を促進するオープン・イノベーションの導入、自主的な勉強会・交流会の活動を支援する公認フォーラム制度等の導入、海外展開等を通して、ビジネスを最大化。

○インフラメンテナンス大賞（仮称）の創設等により、メンテナンス分野の取組を周知し、国民へのメンテナンスの理念の普及を図る。

インフラメンテナンス国民会議の５つの戦略

戦略１　インフラメンテンナンス分野における技術開発の生産性革命（オープン・イノベーションの導入・推進）

オープン・イノベーションとは　（背景）自前主義の限界、知識労働者の増加と分散

○「企業内部と外部のアイデアを有機的に結合させ、価値を創造すること」
（2003年　ハーバード大学ヘンリー・チェスブロウ教授（当時））

○「メーカーが自社のみでは解決できない研究開発上の課題に対して、既存のネットワークを超えて最適な解決策を探し出し、それを自社の技術として取り込むことによって、課題を解決すること」
（「社外の技術でビジネスをつくる実践ステップ　オープンイノベーションの教科書」星野達也著）

（成功事例）
・フィリップスのノンフライヤー
　高温の熱風をまんべんなく循環させる技術を社外から導入して実現。世界で累計400万台を販売（2015.3 フィリップス社調べ）

◆インフラメンテナンスの分野でオープン・イノベーションを導入し、技術開発のスピードアップを図る。

◆インフラメンテナンス国民会議がオープン・イノベーションを行う場を提供し、活動に伴走しながら企業の取組を支援。必要に応じ、資金調達についても支援。

企業・団体のビジネスの最大化

戦略２　ビジネスチャンスの創出（公認フォーラム制度導入）

○インフラメンテナンスに係る自主的な勉強会・交流会（フォーラム）を国民会議が一定の条件で認定し、活動を支援
（認定条件の例）　目的、フォーラム開催回数、参加人数　など
（支援方法）必要な情報の提供、活動資金調達の支援　　など

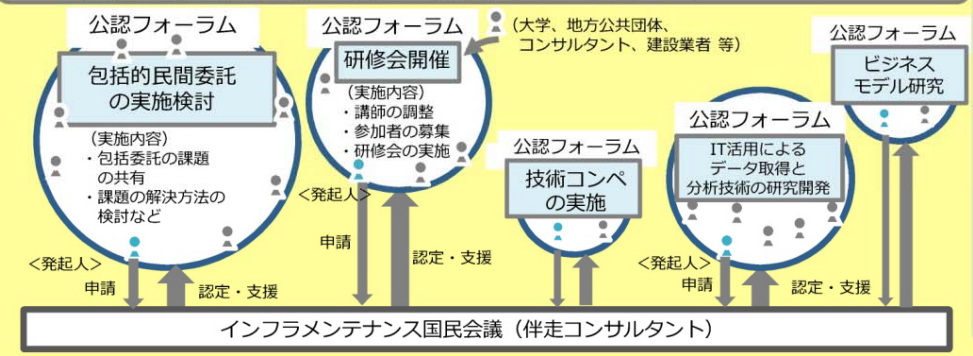

戦略３　２００兆円巨大海外市場への挑戦（インフラメンテナンスの海外展開）

◆海外展開を狙うメンテナンス技術を英訳して世界に発信

◆国際規格（ISO等）の認証取得推進

◆有望な市場での二国間会議の活用や技術展等への参画推進

◆関係機関による連携支援

（イメージ）

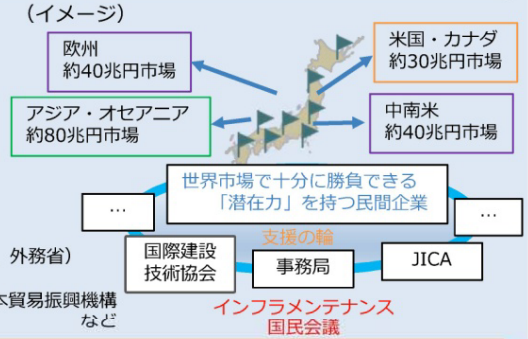

（例）・海外展開一貫支援ファストパス制度（経済産業省、外務省）
・中小企業海外展開支援施策集（中小企業庁）
・中小企業海外展開現地支援プラットフォーム（日本貿易振興機構（ジェトロ））　など

戦略４　メンテナンス技術の限界突破（技術コンペの実施）

○単純・明快な技術レベルを設定し、コンペを実施

（コンペの流れ）
・コンペのテーマを公募で決定
・参加者募集
・公開の実証審査で技術を競う

（例）５時間、250km飛行するドローン

戦略５　メンテナンスのメジャー化（表彰制度の創設）

○インフラメンテナンス大賞（仮称）の創設
・表彰対象　：インフラメンテナンスにかかる特に優れた取組・技術開発（ベストプラクティス）
・表彰の種類：内閣総理大臣賞(未調整)、国土交通大臣賞等

○メンテナンス技術の活用促進
・NETISに登録されている優れたメンテナンス技術などを積極的に活用

（表彰スケジュール案）
H28年
　秋頃 創設
　募集
　審査
H29年
　決定・表彰式

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成２８年１１月８日
総合政策局公共事業企画調整課
大臣官房公共事業調査室
大臣官房技術調査課

いよいよ「インフラメンテナンス国民会議」が始動します！
～１１月２８日(月) 設立総会を開催～

「インフラメンテナンス国民会議」は、社会全体でインフラメンテナンスに取り組む機運を高め、未来世代によりよいインフラを引き継ぐべく、産学官民が有する技術や知恵を総動員するためのプラットフォームとして設立し、以下を目指して、インフラメンテナンスに貢献していきます。

①異業種の企業間連携や技術の融合を加速し、新たな技術でメンテナンスを推進
②地方公共団体への支援
③インフラメンテナンスの理念の普及と市民参画を推進

このたび、国民会議の取り組みに賛同して意見交換会や準備会等に参画してきた企業、団体、個人が設立時会員として集まる設立総会を開催します。

１．日　時　　平成 28 年 11 月 28 日（月）　１１：２０～１２：２５（予定）
２．場　所　　国土交通省　中央合同庁舎３号館　１０階　共用会議室Ａ
３．議　事　　国民会議実施要領案の承認、国土交通大臣挨拶、記念講演　他
４．その他
・本会議は取材可能です。取材を希望される報道関係者の方は別添１に沿って事前にご登録頂き、会議開始 20 分前に共用会議室Ａの入口前にお集まり下さい。
・カメラ撮りは冒頭の挨拶時のみとさせていただきます。

（設立の背景）
・急速にインフラ老朽化が進む中でメンテナンスを効率的、効果的に行うことが喫緊の課題
・情報通信、データ解析、最先端材料、加工技術等あらゆる技術を総動員して取り組むことが急務
・持続的なインフラメンテナンス体制の確立を目指し、地方公共団体への支援も必要

（設立の位置付け）
・社会資本整備審議会･交通政策審議会技術分科会技術部会　提言（平成 27 年 2 月）
・日本再興戦略改訂 2015-未来への投資・生産性革命-（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）
・日本再興戦略 2016-第４次産業革命に向けて-（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）
・政務官勉強会　提言（平成 28 年 7 月 29 日）

（準備状況）
・意見交換会（平成 27 年 11 月～12 月、平成 28 年 4 月）２回
・部会・フォーラム準備会（平成 28 年 6 月 2 日～9 月 29 日）延べ 11 回

○問い合わせ先
国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課　徳尾、鎮西、古賀
TEL：03-5253-8111（内線 24543、24544、24535）、03-5253-8912（直通）
FAX：03-5253-1551

（参考）インフラメンテナンス国民会議

投込資料（H28.11.8）抜粋に加筆

設立の背景

■ インフラは豊かな国民生活、社会経済を支える基盤であり、急速にインフラ老朽化が進む中で施設管理者は限られた予算の中で対応しなければならず、インフラメンテナンスを効率的、効果的に行う体制を確保することが喫緊の課題

■ 豊かな国民生活を送る上でインフラメンテナンスは国民一人ひとりにとって重要であることから、インフラメンテナンスに社会全体で取り組むパラダイムの転換が必要

目的

1. 革新的技術の発掘と社会実装
2. 企業等の連携の促進
3. インフラメンテナンスの理念の普及
4. インフラメンテナンスへの市民参画の推進

国民会議の性格

産官学民が連携するプラットフォーム

《道内参加の行政機関》
北海道、室蘭市、釧路市、芦別市、恵庭市、北広島市、石狩市、七飯町、八雲町、江差町、余市町、月形町、中富良野町、訓子府町、池田町、足寄町

設立の位置付け

■ 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会　提言（平成27年2月）
「社会資本のメンテナンス情報に関わる3つのミッションとその推進方策」

■ 日本再興戦略改訂2015−未来への投資・生産性革命−（平成27年6月30日閣議決定）

■ 日本再興戦略2016−第4次産業革命に向けて−（平成28年6月2日閣議決定）

■ 政務官勉強会　提言（平成28年7月29日）

準備状況

■ 意見交換会（平成27年11月～12月、平成28年4月）2回
■ 部会・フォーラム準備会（平成28年6月2日～9月29日）延べ11回

（参考）インフラメンテナンス大賞

投込資料（H28.11.8）抜粋

国民へのメンテナンスの理念の普及等を図るため、インフラメンテナンス大賞を実施します。
日本国内のインフラメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く世の中に紹介

インフラメンテナンス大賞の概要（案）

1	主催者	国土交通省・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・防衛省
2	表彰時期	毎年開催
3	表彰対象	インフラメンテナンスにかかる特に優れた取組・技術開発 ア）メンテナンス実施現場における工夫部門 イ）メンテナンスを支える活動部門 ウ）技術開発部門
4	審査方法	有識者による選考委員会にて審査・選出
5	表彰の種類	国土交通他５大臣賞／特別賞／優秀賞
6	事務局	国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 国土交通省大臣官房公共事業調査室

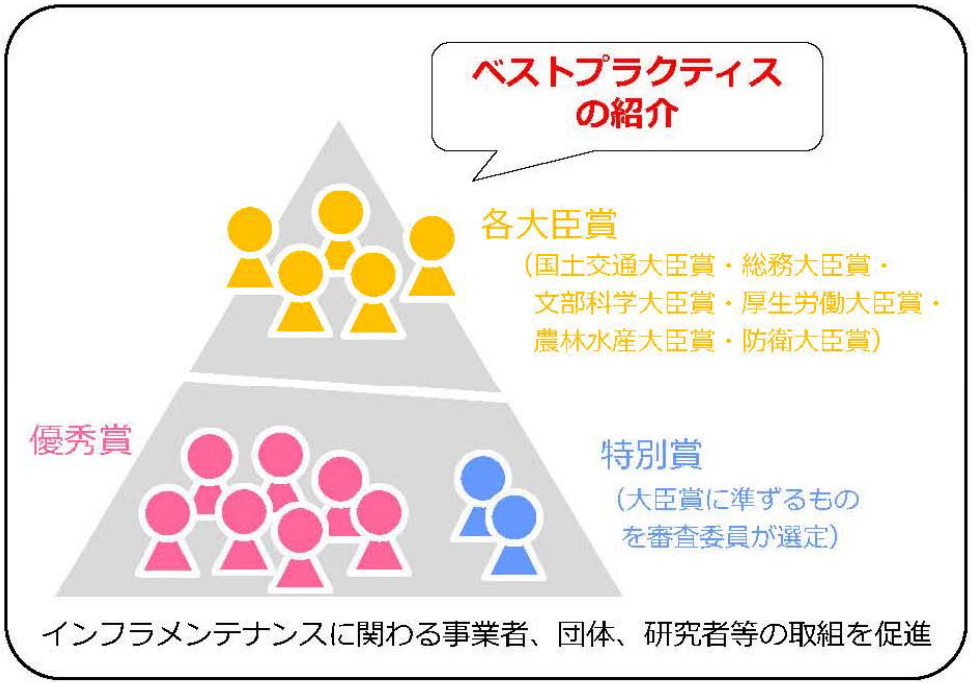

メンテナンス産業の活性化

インフラメンテナンスの理念の普及

想定スケジュール

平成２８年１１月 募集 → **平成２９年１月 審査** → **平成２９年３月 結果公表** → **平成２９年夏頃 表彰式**

閣議決定文書への記載

・**日本再興戦略（改訂2015）**：戦略市場創造プラン『**安全・便利で経済的な次世代インフラの構築**』
　インフラメンテナンス産業の育成・活性化を図るため、（中略）ベストプラクティスを表彰し理念を普及する**インフラメンテナンス大賞（仮称）を創設する**